

## 会員規約改定のお知らせ <2026年7月1日>

日頃は当社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2026年7月1日（水）より以下規約を改定いたします。

※カード裏面の管理番号が「9」または「5」から始まる会員様、au PAYあと払いの会員様が対象となります。

改定対象：

KDDI沖縄セルラーからの重要なお知らせ（会員等の情報の提供について）

カード会員規約

au PAYカード特約

個人情報の取扱いに関する重要事項

au PAYあと払い会員規約

au PAYあと払い特約

※改定前後の内容につきましては、下記「新旧対照表（2026年7月1日改定）」をご確認ください。

## 新旧対照表（2026年7月1日改定）

No	対象商品	対象規約	対象規約条項	旧：現状	新：2026年7月1日以降 (赤文字部分が変更箇所)	備考
1	カード裏面の管理番号が「9」	KDDI沖縄セルラーからの重要なお知らせ（会員等の情報の提供について）	(1)	⑥ au PAY プリペイドカードの利用実績、保有Ponta ポイント数およびPonta ポイントの利用実績	⑥ au PAY (プリペイドカードを含む) の利用実績、保有Pontaポイント数およびPontaポイントの利用実績	-
2	カード裏面の管理番号が「9」	カード会員規約	冒頭の文章	本規約は、auフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するカード（第1条で定義します。）のクレジットカード機能、提供条件につき、定めるものです。	本規約は、auフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するカード（第1条で定義します。）のクレジットカード機能、提供条件について、定めるものです。	-
3	カード裏面の管理番号が「9」	カード会員規約	第15条第6項	<p>会員は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険、損害保険、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、資金移動業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業法、割賦販売法、銀行代理、損保代理の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含みます。</p> <p>【目的】</p> <p>①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスおよび宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため</p> <p>②ゴールド会員に対して、第6条に定めるサービス提供会社のサービスを提供するため</p> <p>【提携会社】</p> <p>KDDI 等および KDDI グループ（<a href="https://www.kddi.com/corporate/group/">https://www.kddi.com/corporate/group/</a>）に記載されているグループ会社）</p>	<p>会員は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険業、損害保険業、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業、少額短期保険業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業、包括信用購入あっせん業、資金移動業、第三者型前払式支払手段発行業、銀行代理業、金融商品仲介業、保険代理業の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含みます。</p> <p>【目的】</p> <p>①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスおよび宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため</p> <p>②ゴールド会員に対して、第6条に定めるサービス提供会社のサービスを提供するため</p> <p>【提携会社】</p> <p>KDDI等およびKDDIグループ（<a href="https://www.kddi.com/corporate/group/">https://www.kddi.com/corporate/group/</a>）に記載されているグループ会社）</p>	-
4	カード裏面の管理番号が「9」	カード会員規約	第47条の表題	カードの紛失・盗難時の責任の区分	カードまたはカード情報の紛失・盗難等時の責任の区分	-
5	カード裏面の管理番号が「9」	カード会員規約	第47条第1項	会員がカードの紛失・盗難等により、他人にカードを使用した場合、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。	会員がカードまたはカード情報の紛失・盗難等により、他人にカードまたはカード情報を使用した場合、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。	-

No	対象商品	対象規約	対象規約条項	旧：現状	新：2026年7月1日以降 (赤文字部分が変更箇所)	備考
6	カード裏面の管理番号が9J	カード会員規約	第47条第2項	<p>前項にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに最高の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の届けを当社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日より起算して61日前以降のカード利用代金の支払義務を免除します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 会員が第3条に違反したとき。  (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用したとき。  (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じたとき。  (4) 紛失・盗難または被害状況の届け出内容が虚偽であるとき。  (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。  (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第8条第2項ただし書きの場合を除く。）。  (7) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じたとき。  (8) 第2条、第3条、第4条または第7条第2項にもつき送付したカードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。  (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。</p>	<p>前項にかかわらず、会員が<b>カードまたはカード情報の紛失・盗難等の事実</b>を速やかに当社に届け出るとともに最高の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の届けを当社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日より起算して61日前以降のカード利用代金の支払義務を免除します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 会員が第3条に違反したとき。  (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用したとき。  (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じたとき。  (4) 紛失・盗難<b>等</b>または被害状況の届け出内容が虚偽であるとき。  (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。  (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第8条第2項ただし書きの場合を除く。）。  (7) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に<b>紛失・盗難等</b>が生じたとき。  (8) 第2条、第3条、第4条または第7条第2項に<b>基づき</b>送付したカードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。  (9) その他本規約に違反している状況において、<b>紛失・盗難等</b>が生じたとき。</p>	-
7	カード裏面の管理番号が9J	カード会員規約	改定日	(2026年6月12日改定)	(2026年7月1日改定)	-
8	カード裏面の管理番号が9J	カード会員規約	住所・貸金業登録番号	〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目3番1号 貸金業登録番号 関東財務局長 (5) 第01503号 協会員番号 日本貸金業協会会員 第005845号	〒108-8618 東京都港区高輪2丁目21番1号 貸金業登録番号 関東財務局 第01532号 協会員番号 日本貸金業協会会員 第006420号	-
9	カード裏面の管理番号が9J	au PAY カード特約	第9条第1項第6号	au PAY プリペイドカードの利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績	au PAY (プリペイドカードを含む) の利用実績、保有 Pontaポイント数およびPontaポイントの利用実績	-
10	カード裏面の管理番号が9J	au PAY カード特約	改定日	(2025年6月19日改定)	(2026年7月1日改定)	-
11	カード裏面の管理番号が9J	個人情報の取扱いに関する重要事項	カード会員規約 第15条第6項	<p>会員は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険、損害保険、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、資金移動業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業法、割賦販売法、銀行代理、損保代理の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含みます。</p>	<p>会員は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険業、損害保険業、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業、<b>少額短期保険業</b>などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、<b>貸金業、包括信用購入あっせん業、資金移動業、第三者型前払式支払手段発行業、銀行代理業、金融商品仲介業、保険代理業</b>の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含みます。</p>	-
12	カード裏面の管理番号が9J	個人情報の取扱いに関する重要事項	au PAYカード特約 第9条第1項第6号	au PAY プリペイドカードの利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績	au PAY (プリペイドカードを含む) の利用実績、保有 Pontaポイント数およびPontaポイントの利用実績	-
13	カード裏面の管理番号が9J	KDDI沖縄セルラーからの重要なお知らせ（会員等の情報の提供について）	(1)	⑥au PAY プリペイドカードの利用実績、保有Ponta ポイント数およびPonta ポイントの利用実績	⑥au PAY (プリペイドカードを含む) の利用実績、保有Pontaポイント数およびPontaポイントの利用実績	-
14	カード裏面の管理番号が5J	カード会員規約	冒頭の文章	本規約は、auフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するカード（第1条で定義します。）のクレジットカード機能、提供条件につき、定めるものです。	本規約は、auフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するカード（第1条で定義します。）のクレジットカード機能、提供条件 <b>について</b> 、定めるものです。	-

No	対象商品	対象規約	対象規約条項	旧：現状	新：2026年7月1日以降 (赤文字部分が変更箇所)	備考
15	カード裏面の管理番号が5J	カード会員規約	第15条第6項	会員は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険、損害保険、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、資金移動業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業法、割賦販売法、銀行代理、損保代理の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含まれます。	会員は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険業、損害保険業、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、資金移動業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業、少額短期保険業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業法、包括信用購入あっせん業、資金移動業、第三者型前払式支払手段発行業、銀行代理業、金融商品仲介業、保険代理業の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含まれます。	-
16	カード裏面の管理番号が5J	カード会員規約	第47条の表題	カードの紛失・盗難時の責任の区分	カードまたは <b>カード情報</b> の紛失・盗難等時の責任の区分	-
17	カード裏面の管理番号が5J	カード会員規約	第47条第2項	前項にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに最寄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の届けを当社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日より起算して61日前以降のカード利用代金の支払義務を免除します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第3条に違反したとき。 (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じたとき。 (4) 紛失・盗難または被害状況の届け出内容が虚偽であるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第8条第2項ただし書きの場合を除く。）。 (7) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じたとき。 (8) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。	前項にかかわらず、会員が <b>カードまたはカード情報の紛失・盗難等</b> の事実を速やかに当社に届け出るとともに最寄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の届けを当社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日より起算して61日前以降のカード利用代金の支払義務を免除します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第3条に違反したとき。 (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じたとき。 (4) 紛失・盗難等または被害状況の届け出内容が虚偽であるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第8条第2項ただし書きの場合を除く。）。 (7) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。 (8) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。	-
18	カード裏面の管理番号が5J	カード会員規約	改定日	(2026年6月12日改定)	(2026年7月1日改定)	-
19	カード裏面の管理番号が5J	カード会員規約	住所・貸金業登録番号	〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目3番1号 貸金業登録番号 関東財務局長(5)第01503号 協会員番号 日本貸金業協会会員 第005845号	〒108-8618 東京都港区高輪2丁目21番1号 貸金業登録番号 関東財務局 第01532号 協会員番号 日本貸金業協会会員 第006420号	-
20	カード裏面の管理番号が5J	au PAY カード特約	第9条第1項第6号	(6)au PAY プリペイドカードの利用実績、保有 Ponta ポイント数および Pontaポイントの利用実績	(6)au PAY (プリペイドカードを含む)の利用実績、保有 Pontaポイント数およびPontaポイントの利用実績	-
21	カード裏面の管理番号が5J	au PAY カード特約	改定日	(2025年6月19日改定)	(2026年7月1日改定)	-
22	カード裏面の管理番号が5J	個人情報の取扱いに関する重要事項	カード会員規約 第15条第6項	会員は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険、損害保険、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、資金移動業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業法、割賦販売法、銀行代理、損保代理の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含まれます。 【目的】 ①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスおよび宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため ②第6条に定めるサービス提供会社のサービスを提供するため 【提携会社】 KDDI 等および KDDI グループ (https://www.kddi.com/corporate/group/)に 記載されているグループ会社)	会員は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険業、損害保険業、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、資金移動業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業、少額短期保険業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業法、包括信用購入あっせん業、資金移動業、第三者型前払式支払手段発行業、銀行代理業、金融商品仲介業、保険代理業の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含まれます。 【目的】 ①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスおよび宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため ②第6条に定めるサービス提供会社のサービスを提供するため 【提携会社】 KDDI 等およびKDDIグループ (https://www.kddi.com/corporate/group/)に記載されているグループ会社)	事業内容を変更

No	対象商品	対象規約	対象規約条項	旧：現状	新：2026年7月1日以降 (赤字部分が変更箇所)	備考
23	カード裏面の管理番号が「5」	個人情報の取扱いに関する重要事項	au PAYカード特約 第9条第1項第6号	(6) au PAY プリペイドカードの利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績	(6) au PAY (プリペイドカードを含む) の利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績	-
24	au PAY あと払い	KDDI沖縄セルラーからの重要なお知らせ（会員等の情報の提供について）	(1)	⑥ au PAY プリペイドカードの利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績	⑥ au PAY (プリペイドカードを含む) の利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績	-
25	au PAY あと払い	au PAY あと払い会員規約	冒頭の文章	本規約は、auフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するカード（第 1 条で定義します。）のクレジットカード機能、提供条件につき、定めるものです。	本規約は、auフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するカード（第 1 条で定義します。）のクレジットカード機能、提供条件について、定めるものです。	-
26	au PAY あと払い	au PAY あと払い会員規約	第15条第6項	会員等は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第 1 項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険、損害保険、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、資金移動業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供すること含まれます。なお、当社では、貸金業法、割賦販売法、銀行代理、損保代理の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含まれます。	会員等は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険業、損害保険業、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業、少額短期保険業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業、包括信用購入あっせん業、資金移動業、第三者型前払式支払手段発行業、銀行代理業、金融商品仲介業、保険代理業の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含まれます。	事業内容を変更
27	au PAY あと払い	au PAY あと払い会員規約	第42条の表題	カードの紛失・盗難時の責任の区分	カードまたはカード情報の紛失・盗難等時の責任の区分	-
28	au PAY あと払い	au PAY あと払い会員規約	第42条第1項	会員がカードの紛失・盗難等（カード情報の記録されたスマートフォン等の紛失・盗難を含みこれに限らない。）により、他人にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は会員の負担とします。	会員がカードまたはカード情報の紛失・盗難等（カード情報の記録されたスマートフォン等の紛失・盗難等を含みますがこれに限られません。）により、他人にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は会員の負担とします。	-
29	au PAY あと払い	au PAY あと払い会員規約	第42条第2項	前項にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに最寄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の届けを当社に提出した場合、当社は、会員に対して当社が届け出を受けた日より起算して 61 日前以降のカード利用代金の支払義務を免除します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第 3 条に違反したとき。 (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じたとき。 (4) 紛失・盗難または被害状況の届け出内容が虚偽であるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第 8 条第 2 項ただし書きの場合を除く。）。 (7) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じたとき。 (8) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。	前項にかかわらず、会員がカードまたはカード情報の紛失・盗難等の事実を速やかに当社に届け出るとともに最寄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の届けを当社に提出した場合、当社は、会員に対して当社が届け出を受けた日より起算して61日前以降のカード利用代金の支払義務を免除します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第3条に違反したとき。 (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じたとき。 (4) 紛失・盗難等または被害状況の届け出内容が虚偽であるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第8条第2項ただし書きの場合を除く。）。 (7) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。 (8) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。	-
30	au PAY あと払い	au PAY あと払い会員規約	改定日	(2026年3月24日改定)	(2026年7月1日改定)	-
31	au PAY あと払い	au PAY あと払い会員規約	住所	〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目3番1号	〒108-8618 東京都港区高輪2丁目21番1号	-
32	au PAY あと払い	au PAY あと払い特約	第9条第1項第6号	(6) au PAY プリペイドカードの利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績	(6) au PAY (プリペイドカードを含む) の利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績	-
33	au PAY あと払い	au PAY あと払い特約	改定日	(2025年6月19日改定)	(2026年7月1日改定)	-

No	対象商品	対象規約	対象規約条項	旧：現状	新：2026年7月1日以降 (赤字部分が変更箇所)	備考
34	au PAY あと払い	個人情報の取扱いに関する重要事項	au PAYあと払い会員規約 第15条第6項	<p>会員等は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第 1 項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険、損害保険、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、資金移動業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業法、割賦販売法、銀行代理、損保代理の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含みます。</p> <p>【目的】 ①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスおよび宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため ②第 6 条に定めるサービス提供会社のサービスを提供するため</p> <p>【提携会社】 KDDI 等および KDDI グループ (<a href="https://www.kddi.com/corporate/group/">https://www.kddi.com/corporate/group/</a>)に記載されているグループ会社)</p>	<p>会員等は、下記の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、下記の目的により本条第 1 項各号に定める会員の情報を、保護措置を講じた上で提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険業、損害保険業、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業、少額短期保険業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では、貸金業、包括信用購入あっせん業、資金移動業、第三者型前払式支払手段発行業、銀行代理業、金融商品仲介業、保険代理業の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含みます。</p> <p>【目的】 ①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスおよび宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため ②第6条に定めるサービス提供会社のサービスを提供するため</p> <p>【提携会社】 KDDI等および KDDIグループ (<a href="https://www.kddi.com/corporate/group/">https://www.kddi.com/corporate/group/</a>)に記載されているグループ会社)</p>	事業内容を変更
35	au PAY あと払い	個人情報の取扱いに関する重要事項	au PAYあと払い特約 第9条第1項第6号	(6) au PAY プリペイドカードの利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績	(6) au PAY (プリペイドカードを含む) の利用実績、保有Pontaポイント数および Pontaポイントの利用実績	-